

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）3月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 北海道どさんこプラザ羽田空港店等マーケティング支援事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

コロナ禍において、大きな社会変革の兆しが見られる中、本道の強みである食は、本道経済を支える基幹産業として、社会経済の変化に的確に対応しながら、積極的に国内外で道産品（道内で生産又は主な加工が行われ、最終消費者の利用に供することができるものという。以下同じ。）の需要を取り込むことが重要である。

このような中、令和3年6月に、日本の航空網の中核であり、乗り継ぎ拠点である羽田空港施設内に、道産品を展示・販売する道の公式アンテナショップ「北海道どさんこプラザ羽田空港店」（以下、「羽田空港店」という。）を新たに設置。PR効果が高い同店において、新商品に対する消費者の反応を確かめるテスト販売の実施や、空港で需要が見込める一次産品を中心としたフェアの開催などマーケティング支援の取組を実施する。

これら羽田空港店におけるマーケティング支援の取組に係る企画提案を公募し、優れた提案をした者に事業の実施を委託する。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和5年（2023年）3月10日（金）まで

(4) 納入場所

名称 北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
所在地 札幌市中央区北3条西6丁目（〒060-8588）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

く。)

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 北海道経済部食関連産業局食産業振興課ホームページからのダウンロード

ア 交付期間 公告の日から令和 4 年（2022 年）3 月 16 日（水）まで

イ ホームページの URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/index.htm>

(2) 直接交付

ア 交付期間 公告の日から令和 4 年（2022 年）3 月 16 日（水）まで

イ 交付場所 9 に同じ

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 4 日（金）17 時必着

イ 提出場所 9 に同じ

ウ 提出書類 「参加表明書」及び付属資料

エ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）により 1 部を提出
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和 4 年（2022 年）3 月 16 日（水）17 時必着

(2) 提出場所 9 に同じ

(3) 提出書類 「企画提案書」及び付属資料

(4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）により 12 部を提出
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする
提案者名は 1 部のみ記載し、残り 11 部には提案者名を記載しないこと

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係 担当：小林

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（〒060-8588）

(3) 連絡先 電話 代表：011-231-4111 (内線26-817)
直通：011-204-5766
ファクシミリ 011-232-8860

10 関連情報を入手するための照会窓口
9に同じ。

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案指示書による。
- (4) 提案書に関するヒアリングを実施する。ただし、提出件数が5件を超えるときには、書類選考を行う場合がある。